

庄内町教育委員会議事録

令和元年第 10 回定例会

令和元年 8 月 27 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和元年第10回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和元年8月27日(火)
 - 開会 午後2時00分
 - 閉会 午後3時13分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和元年第8回定例会議事録
令和元年第9回臨時会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和元年度計画訪問について
 - (3) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第29号 平成30年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出について
 - 日程第2 議案第30号 令和元年度庄内町一般会計補正予算(第4号)の申出について
 - 日程第3 議案第31号 条例制定の申出について(庄内町立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
 - 日程第4 議案第32号 条例制定の申出について(庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定)
 - 日程第5 議案第33号 庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第6 議案第34号 庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第7 議案第35号 庄内町スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第8 議案第36号 要綱廃止の申出について(庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱の設定)
 - 5 その他
 - (1) 第11回教育委員会定例会の開催について
日時: 令和元年9月19日(木) 午後2時00分
場所: 立川総合支所3階 第二会議室
 - (2) その他
 - 6 閉 会
- 4 出席者

教育長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員	梅木 均(第二職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ
教育委員	齊藤 雅子
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし

7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 美枝
社会教育課長	上野 英一
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩
指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二
主査兼学校給食共同調理場係長	荒木 美紀
教育課主査兼学校教育係長	清野 美保
社会教育課主査兼図書館係長	佐藤 晃子
教育施設係長	押切 崇寛
文化スポーツ推進係長	池田 省三
教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午後2時00分)
教育長	それでは令和元年第10回庄内町教育委員会定例会を開会します。先日のPTAに係る懇談会への出席については、本当に有難うございました。この件についてはまた時間をみてお話しできればと思います。2議事録承認に移ります。令和元年第8回定例会議事録及び第9回臨時会議事録について、何か訂正や加筆などがあればお願いいたします。
委員	〔質疑の声なく〕
教育長	よろしいですか。令和元年第8回定例会議事録及び第9回臨時会議事録の同意を確認し、3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(経過報告資料1に基づき説明する。)
教育長	8月23日は「PTA懇談会」ではなくて「PTAに係る懇談会」と正式な会の名称で言ったほうがいいと思います。訂正ください。出欠席について何か間違いがなければ、よろしいですか。それでは次に移ります。報告(2)令和元年度計画訪問について説明をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
阿部補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	10月9日午後の余目第四小学校及び9月20日午後の余目第三公民館の計画訪問について、委員の皆さんの予定はよろしいでしょうか。
今野委員	私は両日とも他の行事と重なり、いずれも途中退席となりますのでよろしくお願いします。
教育長	他に何か報告事項はありますか。よろしいですか。報告(3)その他はございますか。それでは、4付議事件に移ります。日程第1議案29号平成30年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	(〔当日配布のA3版の決算概要資料も含め〕資料に基づき説明する。)
上野社会教育課長	社会教育課に係る歳出予算の特徴的な部分について、課長補佐、各係長から説明させます。
阿部補佐兼社会教育係長	(資料の社会教育係が所管する部分について説明する。)
佐藤主査兼図書館係長	(資料の図書館及び内藤秀因水彩画記念館に係る部分について説明する。)
池田文化スポーツ	(資料の文化スポーツ推進係が所管する部分について説明する。)

推進係長	
教育長	今、提案されました平成 30 年度の教育費の歳入歳出決算について、質疑を行いたいと思います。どんなことでも構いませんので質問とか意見をお願いします。
委員	特に質問や意見の声なく
教育長	よろしいですか。それでは議案第 29 号庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 29 号平成 30 年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出について原案のとおり可決されました。引き続き日程第 2 議案第 30 号令和元年度庄内町一般会計補正予算（第 4 号）の申出についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	（資料に基づき説明する。）
教育長	質疑を行いたいと思います。何か質問とか意見はございませんか。
委員	特に質問や意見の声なく
教育長	よろしいですか。それでは議案第 30 号令和元年度庄内町一般会計補正予算（第 4 号）の申出についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 30 号令和元年度庄内町一般会計補正予算（第 4 号）の申出について原案のとおり可決されました。日程第 3 議案第 31 号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	（資料に基づき説明する。） 本日配布の追加資料により、保育料の無償化の概要を併せて説明する。 表右側の中程の給食費については、これまで 1 食当たり 165 円徴収をして、年度末に調整して精算していましたが、その他に実費として牛乳代も負担いただいていたので、それらを併せて検討した結果、給食費を月額 4,000 円と設定したところです。表右側上の保育料については、10 月 1 日からの幼児教育無償化に伴い全て無償となります。スクールバス利用負担金については、これまでは保育料の中に含まれていたのですが、今回の幼児教育無償化では実費負担部分は対象外となりますので、保育料とは別に負担いただく、又は免除されるということになります。料金については、これまで往復利用した場合は 2,000 円を、片道利用した場合は 1,000 円を負担いただいております。この金額の考え方についての変更はございません。ただし、負担に関しては無償となる方がおり、生活保護世帯及び町民税非課税世帯については、スクールバスを利用しても負担額は無料となります。その他の世帯は先程説明した利用負担金をいただくこととなります。また、給食費については、年収 360 万円未満相当の世帯については、本来の負担いただく副食代及び牛乳代の月額 4,000 円についても免除となり、年収 360 万円相当以上の世帯については、第 1 子及び第 2 子については月額 4,000 円、第 3 子以降については免除となります。ただし、第 3 子のカウントの仕方については、「年収 360 万円相当以上世帯の場合は、同居の小学 3 年生までの子を多子軽減対象とする。」とあるとおり、具体的には、例えば、現在小学校 3 年生と小学校 1 年生と幼稚園年中の 3 人兄弟がいるとすると第 3 子となる幼稚園年中の子は 10 月以降では給食費が免除になります。これが来年 4 月で 1 学年ずつ進むと 3 年生の子が 4 年生に 1 年生の子が 2 年生

	<p>に、幼稚園年中の子が年長となり、小学校3年生までしか多子軽減の対象としないということなので、実際は第3子である年長となる子が第2子のカウントになり、免除にはならないということになります。また、預かり保育料については、これまで月額1万円の設定でしたが、日額450円の利用日数に応じた額がその月の預かり保育料となるのですが、保育の必要性の認定を受ければ無償ということになります。この保育の必要性については、父母ともに仕事をしているだとか、病を抱えているだとか、介護・看護をしなければならない状況にある等の町が指定する要件に当てはまることが確認できれば預かり保育料を無償とする取り扱いになります。10月以降からの幼児教育・保育の無償化に係る例規整備ということで、教育課に所管する部分の条例を2つ規則等が4つ、それぞれが一部改正されるという内容となっています。この幼児教育・保育の無償化なのですが、大きくは国の子ども・子育て支援法の改正に基づいて無償化されますが、その法律による町での根本となる規定は、子育て応援課が所管する庄内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例というものが、その条例の中で大まかなものは規定されます。その条例に当てはまらないところを教育課が所管する条例及び規則の中で規定することになっています。今回、この定例会の中で改正部分を上程させていただきましたが、子育て応援課が所管する条例の規定に当てはまらないものを規定する内容となっています。教育課が所管する部分のみであることをご理解いただきたいと思います。</p>
教育長	<p>本日の追加資料の「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。おおよそは今回の改正について理解いただけるのだと思いますが、今なお質問とか意見があればお願いいたします。</p>
委員	<p>特に質問や意見の声なく</p>
教育長	<p>よろしいですか。それでは議案第31号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり</p>
教育長	<p>議案第31号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。日程第4議案第32号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。提案をお願いします。</p>
清野主査兼学校教育係長	<p>（資料に基づき説明する。）</p>
教育長	<p>この条例改正の主なものは、預かり保育料が1万円だったものが、日額450円として利用した日数を乗じて得た額を預かり保育料とすることに変えるということですね。何か質疑等はございますか。</p>
委員	<p>特に質問や意見の声なく</p>
教育長	<p>よろしいですか。議案第32号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定）ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり</p>
教育長	<p>議案第32号条例制定の申出について（庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。日程第5議案第33号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。提案をお願いします。</p>

清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	この規則改正の主なものは、給食費の変更についてです。何か質疑等がございますか。
委員	特に質問や意見の声なく
教育長	よろしいですか。それでは議案第 33 号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 33 号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり可決されました。日程第 6 議案第 34 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。提案をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。) 議案文の上より 3 行目中「庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例園施行規則」の記載より多字となる「園」の削除を発言する。
教育長	預かり保育料について、日額に利用日数を乗じて得た額に変更していくことと保育の必要性の認定を受ければ無償となるという主な改正内容となります。何か質疑等ございますか。
梅木委員	様式第 11 号求職活動申告書の提出は、その状況をハローワークで証明されたものを提出するのですか。自己申告内容の提出でもよいのですか。
清野主査兼学校教育係長	自己申告での提出となります。様式の備考 2 に「3 箇月以内に就労証明書を提出してください。」とあり、3 箇月以内に就労することを前提として申告いただく書類となります。
梅木委員	3 箇月以内に就労することを条件にして、施設等利用費を支給するということですね。
清野主査兼学校教育係長	3 箇月以内に就労できない場合で未だ活動中であれば再度同じ申告書を提出いただくこととなります。
梅木委員	はい、分かりました。
教育長	他に何かございますか。よろしいですか。
今野委員	新旧対照表 7 頁の様式第 7 号預かり保育に係る保育料減免申請書ですが、この様式は民生委員・児童委員が印鑑を押すところがあり、民生・児童委員が提出するのですか。それとも自己申請の提出となるのですか。
清野主査兼学校教育係長	これは旧の様式となるのですが、今現在 9 月までの保育料を減免してほしいという場合は、7 頁左側の申請書を提出いただくことになるのですが、民生・児童委員の方から署名をいただいております。それも 10 月以降は新様式となりますので民生・児童委員への対応はなくなります。
教育長	よろしいですか。それでは議案第 34 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 34 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり可決されました。日程第 7 議案第 35 号庄内町スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。提案をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)

育係長	
教育長	幼稚園の園児が利用するバスに係る利用者負担金及び納付に関することについて新たに追加する改正となっています。何か質問はございませんか。
委員	特に質問や意見の声なく
教育長	よろしいですか。それでは議案第 35 号庄内町スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 35 号庄内町スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり可決されました。日程第 8 議案第 36 号要綱廃止の申出について（庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱の設定）を議題とします。提案をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	国の補助金交付要綱が廃止されることから、それに準じて規定している本町の補助金交付要綱を廃止するものです。よろしいですか。それでは議案第 36 号要綱廃止の申出について（庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱の設定）ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 36 号要綱廃止の申出について（庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱の設定）は原案のとおり可決されました。以上で 4 付議事件を終わります。5 その他（1）次回の第 11 回教育委員会定例会の開催について、令和元年 9 月 19 日木曜日午後 2 時からこの場所で開催したいと思います。委員の皆さんの日程は如何でしょうか。
委員	それぞれ「対応可能」の発言あり
教育長	よろしいですか。なお、この定例会の後に総合教育会議に向けた打合せを併せて行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは（2）その他はございますか。
佐藤教育課長	前回の臨時会で委員の皆さんにお願いした総合教育会議の協議題の提出について、今お持ちでしたら後程提出していただきたいと思います。
教育長	その他に何かございませんか。
佐藤補佐兼教育総務係長	（本日追加資料、教育員会OB会の開催案内について説明する。）
教育長	他に何かございませんか。それでは以上をもちまして令和元年第 10 回教育委員会定例会を終了します。
閉会	（午後 3 時 13 分）